

(2) 京都府実業団バドミントン連盟大会運営規定 (昭和41年4月1日制定)

第1章 総 則

- 第1条 この規定は、京都府実業団バドミントン連盟(以下「連盟」という)が主催する各種団体の運営細則について規定するものである。
- 第2条 各大会の開催時期は、年度初めの連盟総会にて決定する。
ただし、原則として別表による。
- 第3条 各大会とも表彰は下記による。
優勝チームまたは優勝者には、優勝杯またはレプリカを授与する。
入賞チームまたは入賞者は表彰する。
- 第4条 大会参加資格
(1) 各大会の出場資格は、各大会出場申込時までに連盟へ加盟した団体であるとともに、連盟へ個人登録済みのものであること。
(注) ここでいう団体とは、京都府下に事業所をもつ職域団体をいう。
(2) 団体戦の場合は、前項による登録済み選手でしかも同一事業所の選手で編成したチームであること。
(3) 個人戦の場合は、複については、同一事業所に属する選手によるペアとする。
(4) 資格は常任理事会にて審査して決定する。
- 第5条 各大会は、特に規定のない限り、すべて前回の大会及びその他連盟主催大会、これと同等以上の大会記録をもとにシード制を採用する。
- 第6条 各大会は、すべてその開催時における、日本バドミントン協会現行競技規則および大会運営規定により行う。
ただし日本バドミントン協会大会運営規定と重複する事項については、本規定が優先する。
- 第7条 第10条以降に規定する以外のことについては、各大会毎にその都度連盟常任理事会において協議決定する。
- 第8条 この規定の改廃は、連盟常任理事会の議決により行い、総会において承認をうけるものとする。

表

月	大会名
4 月	京都府実業団バドミントンリーグ戦(前期)大会
5 月	京都府実業団バドミントン個人選手権(前期)大会
6 月	京都府実業団バドミントン団体選手権大会 京都府実業団バドミントンシニア選手権大会
7 月	知事杯争奪杯京都府実業団バドミントン個人選手権大会
10月	京都府実業団バドミントン個人選手権(後期)大会
11月	京都府実業団バドミントンリーグ戦(後期)大会

第2章 個人選手権大会

- 第9条 目 的
(1) この大会は、本連盟登録者により個人の技を競うを目的とする。
(2) この大会は、クラス毎に技を競うと共に、技術の段階的伸長をはかるを目的とする。
- 第10条 種 目
(1)男子 A, B, C各級単および複(年齢制限なし)
(2)女子 A, B各級単および複(年齢制限なし)
(3)年齢別単および複
イ. 30歳以上(大会の属する次年度の4月1日現在において満30才以上の者)
ロ. 40歳以上(大会の属する次年度の4月1日現在において満40才以上の者)
ハ. 50歳以上(大会の属する次年度の4月1日現在において満50才以上の者)
参加者が多い場合においては、新しく級を追加することができる。
年齢別の部は、個人(前期)大会では行わない。
ただし、年齢要件については、日本バドミントン協会の規定に準ずることとし、今後改正

があった場合は、その改正内容に従って当規定についても自動的に読替えていくものとする。

第11条 級分け基準

- (1) 本連盟前年度のランキングにもとづき、単の場合は8名、複の場合は4組を年度当初の個人大会のA級選手に指定する。
- (2) (1)項の次の個人大会は、(1)項のA級選手8名(または4組)に(1)項の大会のB級の上位入賞者4名(または2組)を加え単はA級選手12名、複は6組として実施する。
- (3) (2)項の次の個人大会は、(2)項同様(2)項の大会におけるB級選手上位入賞者4名(または2組)を加え単はA級選手16名、複は8組として実施する。
- (4) B級選手はA級選手を除き下記の者をいう。
 - イ. 前回大会においてB級選手に指定された者
 - ロ. 前回大会においてC級単、複にて1位、2位に入賞した者
 - ハ. その他常任理事会にて上記と同一資格と認めた者
- (5) C級選手は、経験の浅い選手をいい、学生及び高校のクラブ活動で経験豊富な者は除く。
- (6) (1)項の指定選手の他に、A級出場希望者。

ただし、一度A級に出場した者は当該年度はA級以外のクラスに出場できない。

第12条 競技方法

- 各種目ともトーナメント方式にて行う。
- (1) 各種目ともトーナメント方式にて行う。
 - (2) 参加者5以上の場合三位決定戦は行わない。

但し、A級はこの限りではない。
 - (3) 参加者数3の場合はリーグ戦方式により行う。

第3章 京都府実業団バドミントンリーグ戦大会

第13条 目的

この大会は、団体戦を通じて個人の技を磨くとともに、チームワークの本質を修得するを目的とする。

第14条 種目

- (1) 男子団体
- (2) 女子団体

第15条 チーム編成

- (1) 男子団体 複2組、単3人(4~8人 但し、女子1名に限り可)
- (2) 女子団体 複1組、単2人(2~5人)

第16条 競技方法

- (1) 男子団体は上位より6チーム単位にて、1部、2部、3部.....のリーグブロックを編成し各部毎にリーグ戦を行う。
- (2) 女子団体は上位より3~6チーム単位にて、1部、2部、3部.....のリーグブロックを編成し各部毎にリーグ戦を行う。
- (3) 最下部のリーグについては、6チームと限定しない。チームの限定については常任理事会にて決定する。
- (4) 各部のリーグ戦の対戦順序は、前回大会の順位により、次の組合せにより進行する。

< 1リーグ6チームの時 >	< 1リーグ5チームの時 >
第1試合..... 1 - 6, 2 - 5, 3 - 4	2 - 5, 3 - 4
第2試合..... 1 - 5, 2 - 4, 3 - 6	1 - 5, 2 - 4
第3試合..... 1 - 4, 2 - 3, 5 - 6	1 - 4, 2 - 3
第4試合..... 1 - 3, 2 - 6, 4 - 5	1 - 3, 4 - 5
第5試合..... 1 - 2, 3 - 5, 4 - 6	1 - 2, 3 - 5
< 1リーグ4チームの時 >	< 1リーグ3チームの時 >
第1試合..... 1 - 4, 2 - 3	1 - 3
第2試合..... 1 - 3, 2 - 4	2 - 3
第3試合..... 1 - 2, 3 - 4	1 - 2
- (5) 各部は、リーグ戦終了後つぎの要領で入替戦を行う。
 - イ. 1部と2部リーグ間は、1部最下位と2部優勝チームにて行う。
 - ロ. 2部と3部間は入替え戦なしで自動的に2部の最下位と3部の優勝チームが入替わる。
 - ハ. 3部と4部、4部と5部、5部と6部.....の各上部と下部間の入替えは、入替え戦なしで自動的に上部の最下位2チームと下部の上位2チームが入替わる。
 - ニ. 棄権チームは、入替え戦に出場出来ない、そして自動的に下部リーグに落ちるものとする。

第17条 順位決定基準

(別に定める順位決定基準により順位を定める。)

第18条 特例事項

3部以下に所属するチームが、本連盟主催の団体大会(トーナメント)において優勝または準優勝した場合は2部の最下位ランクのチームとのチャレンジ権を与えこれに勝った場合は2部に編入することができる。この場合もとの2部所属以下のチームは1ランクずつ順送りにランクを下げてリーグ編成を変更する。

第4章 京都府実業団バドミントン団体選手権大会

第19条 目的

この大会は、本連盟に登録した団体にて、チーム戦として技を競うを目的とし、連盟ランキング団体の部の作成は、この大会の成績を重じて行う。

第20条 種目

男子団体戦，女子団体戦の2種目とする。

第21条 チーム編成

男子 単3人，複2組

女子 単2人，複1組

第22条 競技方法

トーナメント方式による。

第5章 京都府実業団バドミントンシニア選手権大会

第23条 目的

この大会は、本連盟登録者30才以上による個人の技を競い、競技年齢の伸長をはかる。

第24条 種目

- | | | |
|-----|-----------|-------|
| (1) | 30歳以上男子A級 | 単および複 |
| (2) | 30歳以上男子B級 | 単および複 |
| (3) | 40歳以上男子 | 単および複 |
| (4) | 50歳以上男子 | 単および複 |
| (5) | 30歳以上女子 | 単および複 |
| (6) | 40歳以上女子 | 複 |
| (7) | 50歳以上女子 | 複 |

(注) (5)(6)(7) 項の種目は年度ランキング表彰対象外とする。

第25条 級分け基準

- (1) 本連盟前年度ランキングにもとづき、単の場合は8名、複の場合は4組をA級選手に指定する。
- (2) (1) 項の他にA級出場希望者もA級とする。
- (3) 当面級分けは、30歳以上のみとするが、各種目とも参加者が多い場合は、級を追加することができる。

第26条 競技方法

- (1) 各種目ともトーナメント方式にて行う。
- (2) 参加者5以上の場合は3位決定戦を行わない。
- (3) 参加者3の場合はリーグ戦方式にて行う。

附 則

1. 本規定は、昭和41年4月1日より施行する。
2. 本規定の一部を改正し、昭和43年3月23日から施行する。
3. 本規定の一部を改正し、昭和50年4月1日から施行する。
4. 本規定の一部を改正し、昭和54年4月1日から施行する。
5. 本規定の一部を改正し、昭和55年4月1日から施行する。
6. 本規定の一部を改正し、昭和62年4月1日から施行する。
7. 本規定の一部を改正し、昭和63年4月10日から施行する。
8. 本規定の一部を改正し、平成8年4月1日から施行する。
9. 本規定の一部を改正し、平成10年5月23日から施行する。

< 別 紙 >

リーグ戦順位決定基準

リーグ戦の順位は次の方法により決定する。

- (1) 勝率
- (2) 勝率が2チーム以上同数の場合は、勝数による。
- (3) 勝数が2チーム以上同数の場合は、取得ゲームポイント率による。
- (4) さらに同数の場合は、取得マッチポイント率による。
- (5) さらに同率の場合は、
 - ア 2チームの場合は、対戦結果による。
 - イ 3チーム以上の場合は、競技委員会にて決定する。
- (6) いかなる場合でも順位決定のための特別な試合は、実施しない。
- (7) 棄権及び没収試合の取り扱い
 - ア 棄権は同リーグの最下位とする。(但し、1部リーグ参加チームの棄権は、自動的に2部リーグ1位とする)
 - イ 初日及び2日目のどちらかの棄権は、同リーグの最下位とする。(但し、1部リーグ参加チームの棄権は、自動的に2部リーグ1位とする)
 - ウ 対戦中での棄権(けが等)は、ゲームカウント2 - 0, ポイント15 - 0, 15 - 0 (または11 - 0, 11 - 0)として扱う。
 - エ 没収試合は、棄権に準じて競技委員会で判断する。

取得ゲームポイント率 = 取得ゲーム数 ÷ (取得ゲーム数 + 喪失ゲーム数)

取得マッチポイント率 = 取得マッチポイント数 ÷ (取得マッチポイント数 + 喪失マッチポイント数)